令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子<u>どもたちの利用料が無償化されます。</u>

※ O歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳まで の全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。 (注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
 - 通園送迎費、食材料費(保育園利用者は、これまでは保育料の一部として保護者が負担)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。 ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと第3子以降の一部の子どもたち(注1)

(注1)教育認定は小学校3年生以下、保育認定は小学校就学前の子どもたちの中で第3子以降の子どもたち

- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(就園奨励費補助の対象の幼稚園)については、無償化の対象となるための手続きが必要です。手続きについては、幼稚園を通じてご案内します。
- ※保育所、認定こども園の延長保育料は、これまでどおり保護者負担となります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育 所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半 額、第3子以降は無償となります。
 - (注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導 型保育事業** (標準的な利用料) **も同様に無償化の対象**とされます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - (注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、 就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件、月60時間以上の就労など)があります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円 までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

<u>認可外保育施設等を利用</u>する子どもたち

【対象者・利用料】

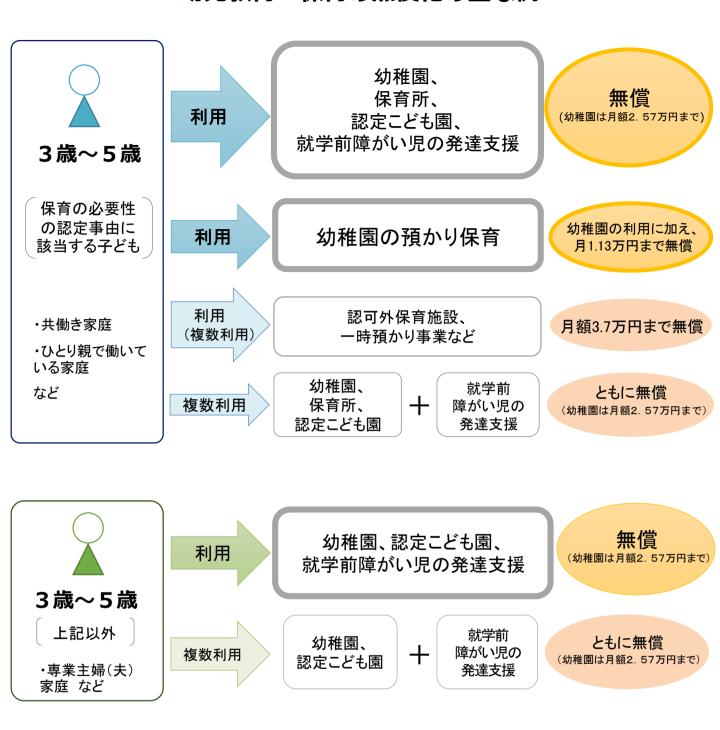
- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - (注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - (注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件、月60時間以上の就労など)があります。
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2 歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用 料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、** ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- (注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、 認可外の事業所内保育等を指します。
- (注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。 ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。
- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から 5歳までの利用料が無償化されます。

担当 岡崎市こども部保育課 管理係 電話0564-23-6144 FAX0564-23-6540

幼児教育・保育の無償化の主な例



- ※ 住民税非課税世帯については、O歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。
- (注1)幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、 「保育の必要性の認定」を受けることが必要。
- (注2)認可外保育施設については、市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、 基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。
- (注3)例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。